

番号	1①
項目	すべての学校事務職員、臨時的任用職員・任期付任用職員の賃金を大幅に改善すること。
<p>(回答)</p> <p>勤務労働条件の改善につきましては、臨時的任用職員の制度を、令和2年4月1日より、市全体で日額が廃止となり月額となることに伴い、いわゆる日額臨任につきましては月額化するとともに、常勤職員との均衡を考慮し、基本的に常勤職員と同様の勤務条件制度とさせていただきます。</p> <p>今後とも、給与・勤務労働条件につきましては、本市全体の動向を注視しながら、誠意を持って交渉してまいりたいと考えております。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1②【新規項目】
項目	<p>臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引上げること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市学校事務職員については行政職給料表を適用しているところです。</p> <p>当該給料表については、情勢適応の原則に則り、本市人事委員会勧告の意見、内容を踏まえ改定を行っておりますが、今後とも、本市人事委員会勧告を注視しながら適切に対応してまいります。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1③
項目	再任用学校事務職員の期末勤勉手当の支給率を本務職員と同等にすること。また、扶養手当・住居手当を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>教職員の給与・勤務労働条件につきましては、本市全体の動向を注視しながら、誠意を持って交渉してまいりたいと考えております。</p>	
担当	大阪市教育局事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	2②
項目	学校事務職員の休暇制度を、教育職員と同様の制度とすること。
<p>(回答)</p> <p>教職員の給与・勤務労働条件につきましては、本市全体の動向を注視しながら、誠意を持って交渉してまいりたいと考えております。</p>	
担当	大阪市教育局事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	2③
項目	昇格制度の基準を明らかにし、公正な選考を実施すること。
<p>(回答)</p> <p>昇格につきましては、2級への昇格は1級在級5年以上、3級への昇格は2級在級6年以上の内、人事委員会が実施する選考に合格することとし、昇格選考実施要綱に基づいて実施しております。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2④
項目	「パワーハラスメント」防止措置を講じ使用者責任を果たすこと。
<p>(回答)</p> <p>パワーハラスメントについては、職員の尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるばかりでなく、職場秩序や業務の遂行を阻害し、学校園にとっても大きな損失をもたらすものであると認識しており、平成 29 年 1 月に、「学校園におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針」及び「同運用の手引き」を策定し、校園長に対して、教職員へ周知徹底並びに、パワーハラスメントのない、より良い職場環境の形成の取組を一層推進するよう通知し、併せて教職員向けにハラスメントの相談を受ける窓口を設置しております。</p> <p>また、複合的に生じる相談に対応するため、令和 5 年度から各ハラスメントにワンストップで対応できる相談窓口として、ハラスメント・メンタルヘルス外部相談窓口を設置し、早期発見のための措置・相談体制を設けております。</p> <p>令和 4 年 4 月、セクシュアルハラスメントをはじめとする各ハラスメント防止に関する指針およびガイドラインにつきまして、項目を統一するとともに、記載内容を現在の状況に適した表現とする指針に改正し、すべての職場で周知徹底を図っています。</p> <p>また、職員に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント防止のため、全教職員及び校園長に対して「コンプライアンス・人権教育研修」を実施しております。</p> <p>今後とも、お互いの人権が守られ、相互に理解し合える職場環境づくりに努めてまいります。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2⑦【新規項目】
項目	「学校事務職員の働き方改革」を示すこと。
<p>(回答)</p> <p>令和5年度に全市実施した共同学校事務室におきましては、学校事務職員の資質向上・人材育成を図るとともに、各校の業務進捗状況・処理内容を点検・確認し、各校において適切な業務遂行が行われるよう監督する観点から、室長・副室長を設置し、事務主任を充てております。</p> <p>今後も、共同学校事務室において、業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、共同学校事務室においては、構成校内の全ての学校に兼務発令が行われ業務システム等の処理も可能になっていることから、育児・介護事情等を抱える学校事務職員の支援体制をより一層確立してまいります。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 ㊦
項目	再任用短時間（義務制）の学校事務職員にも正規同様の定期健康診断を実施すること。
<p>（回答）</p> <p>教職員の定期健康診断につきましては、労働安全衛生法並びに学校保健安全法に基づき実施しております。市教委におきましては、週 20 時間勤務以上かつ通年勤務の教職員までを対象者とし、実施させていただいております。</p> <p>加えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく胸部エックス線検査におきましては、教職員の勤務時間数等に関わらず受診できる体制をとらせていただいているところです。</p> <p>市職員の定期健康診断は週30時間勤務以上かつ通年勤務の職員を対象としているのに対し、市教委では対象者を拡充して実施しており、本市の財政状況ではこれ以上の拡充は難しい現状です。ご要求の件につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当